

平成 29 年 2 月定例会における質問と答弁

(3 月 6 日、熊本県議会会議録より抜粋)

◆(岩下栄一君) 皆さんおはようございます。熊本市一区・自民党の岩下栄一です。

朝一番ということで、アズ・モーニング・アズというか、朝のように爽やかにやりたいところでございますけれども、私も多少年をとりつつありまして、声が十分若い人のように出ませんので、お聞き苦しい点もあるかと思っておりますけれども、どうぞお許してください。

まず第 1 に、大空港構想 NextStage について、3 点お尋ねをいたします。

本県の玄関である阿蘇くまもと空港のターミナルは、国内線、国際線ともに 40 年前後が経過して建てかえの必要が生じ、そして今回の震災により多大な被害をこうむりました。まさに、創造的復興のシンボルとしても、空港全体の見直しが必要になってきたわけであります。

すなわち、大空港構想の第 2 ステージとして、九州の広域防災拠点としての機能強化、長期的、広域的な熊本都市圏東部地域の発展、九州中央に位置する国際空港の整備に取り組まれることになったわけであります。

続々と開設された国際定期便の状況を考えても、本県の観光、産業の振興、交流人口の増大を考えても、まさに時宜にかなったことであると思えます。さらに、このエリアは、新たな産業や雇用創出のポテンシャルを有し、本県発展の基盤、礎になると思えます。

そこで、大空港構想の第 1 ステージに続くものとして、このネクストステージ、第 2 ステージが目指すものについて、改めてお尋ねをいたします。

次に、大空港構想の成果についてであります。

最初の大空港構想の第 1 ステージは、蒲島県政 2 期目の目玉政策であり、さまざまな取り組みがなされました。そこで、ネクストステージを推進するに当たり、第 1 ステージの総括が必要と思えます。第 1 ステージはどのような成果を上げられたのか、お尋ねいたします。

続いて、熊本の国際化と新しい空港の運営についてであります。

阿蘇くまもと空港は、今やソウル、香港、高雄へと航路開設が相次ぎ、まさにアジアの空へと広がっております。地震後、高雄線以外は運休しているところでもありますけれども、このたび、知事のトップセールスにより、韓国 LCC、エアソウルの国際チャーター便が 60 便往復することが決まり、ソウルへの定期便復活の可能性が出てまいりました。

さて、熊本復旧・復興 4 カ年戦略の中で、世界とつながる新たな熊本の創造が掲げられていますけれども、スポーツの世界大会など熊本の国際化がさらに進んでおり、アジアのゲートウエーとして、より一層空港の役割が重要となるのではないかと考えます。

この阿蘇くまもと空港については、今後、空港整備とあわせて、管理運営を民間資本に委ねる、いわゆるコンセッション方式が導入されることで——これは、昨年 12 月の高木健次議員、そして今回の村上寅美氏の代表質問の中でいろいろお話がございましたけれども、

民間の自由な発想が生かされることが期待されます。

そこで、新しい空港の運営について、熊本の国際化を含め、どのような効果を期待されているのか、お尋ねいたします。

最後に、大空港構想のエリアと重なるかつての熊本テクノポリス開発構想との整合性についてであります。

かつて、細川県政時代に鳴り物入りで導入されたテクノポリス構想は、時代の変化、社会経済構造の変化もあり、企業も撤退し、消滅したかに見えました。このテクノポリス関連施策には、大きな事業費が投入されたと思います。

そこで、テクノポリス構想の総括と、今回の大空港構想 **NextStage** がテクノポリス構想とどのように整合性が図られているのか。

以上、大空港構想 **NextStage** について、知事にお尋ねをいたします。

◎知事（蒲島郁夫君） まず、大空港構想 **NextStage** が目指すものについてお答えします。

私は、これまで、阿蘇くまもと空港とその周辺地域を一体のものとして捉え、大空港と捉えています。地域の可能性を掘り起こし、その最大化を図る取り組みとして大空港構想を進めてまいりました。

このような中、昨年4月に熊本地震が発生し、この地域は甚大な被害を受けました。

そこで、阿蘇くまもと空港を熊本地震からの創造的復興のシンボルとして、大空港構想をさらに進めるため、昨年末に大空港構想 **NextStage** を策定しました。

私は、次の4つの理由により、この構想が県民総幸福量の最大化に大きく寄与すると考えています。

まず第1に、民間活力による新たな産業や雇用の創出により、経済的豊かさを実現できること、第2に、国内線と国際線が一体化したターミナルビルに生まれ変わることで、地域の誇りにつながること、第3に、広域防災拠点としての阿蘇くまもと空港に取り組むことで、安全、安心が実現できること、そして第4に、この地域の創造的復興こそが熊本の50年、100年の発展の礎となり、県民の夢につながっていくことです。

今後、関係市町村とも密接に連携し、構想自体を進化させながら、その実現に邁進してまいります。

次に、これまで取り組んできた大空港構想の成果についてです。

主なものとしては、まず航空路線の実現です。

国際線では、これまでのソウル線に加え、新たに台湾・高雄線、香港線の定期便が就航し、開港以来初めて3路線となりました。国内線では、本県初のLCCであるジェットスター・ジャパンも就航しました。

また、利便性の面では、空港ライナーの利用者が年々増加し、平成27年度には10万人に迫るなど、重要な空港アクセス手段として定着してきました。

さらに、滑走路に隣接する県有地に防災用駐機場を整備したことにより、阿蘇くまもと

空港が国の大規模な広域防災拠点に選定されました。

このような取り組みの結果、目標としていた阿蘇くまもと空港の年間旅客数 300 万人を、平成 25 年度から 3 年連続で達成し、国際線利用者も、平成 27 年度に初めて 7 万人を突破するなど、九州における熊本の拠点性が大きく向上しました。

次に、熊本の国際化と新しい空港の運営についてです。

私は、12 月定例会において、コンセッション方式を導入し、国内線・国際線ターミナルビルの一体的整備を目指すことを表明しました。

コンセッション方式は、空港の一体運営による効率化や収益力の拡大などとともに、民間の持つ専門性、ノウハウ、資金が幅広く投入されることが見込まれます。特に、本県では、全国で初めて設計の段階からコンセッション方式を導入します。

そのため、戦略的な路線誘致が図られるとともに、利便性の高いターミナルビルが建設されることなどで、インバウンドの拡大が期待でき、九州の中央に位置する国際空港としての機能を果たすことができると考えております。

最後に、熊本テクノポリス開発構想との整合性についてです。

本県では、昭和 58 年の熊本テクノポリス開発構想策定以来、テクノ・リサーチパークを初めとする工業団地の整備を進めてまいりました。その結果、構想策定から 10 年で、テクノポリス圏域内では 112 件、県全体では 268 件の企業進出が実現し、現在の本県産業の礎が築かれました。

これまで、圏域内に蓄積された先端技術は広く県内に波及し、本県の製造品の出荷額は、昭和 58 年の 1 兆 5,000 億円から、平成 26 年には約 2 兆 5,000 億円と、6 割強の伸びを示しています。全国平均は 29%であることから、テクノポリス開発構想が本県産業の発展に大きく寄与してきたと言えます。

テクノポリス圏域の空港周辺部分と大空港構想 **NextStage** の対象地域は、ほぼ重なります。熊本地震の震源地に近く、企業の被害状況も甚大でしたが、全面撤退した企業はなく、震災前よりも元気な企業もあります。

今回の構想では、新たに制度化される地域未来投資促進法に基づく優遇税制などの支援措置を活用し、企業の投資や成長を促してまいります。

さらに、医療・食品関連産業等の成長分野の企業誘致や、中小企業への技術支援機能の強化等による地域イノベーション創出にも取り組んでまいります。

テクノポリス開発構想から続く産業集積や先端技術波及の流れを、熊本のさらなる発展に確実につなげていくために、大空港構想 **NextStage** を強力に進めてまいります。

◆（岩下栄一君）ありがとうございました。

まさに、大空港構想第 2 ステージは、国内線、国際線が一体化された新しい空港ビル、旅客の利便性の向上、あるいはコンセッション方式による、国内どの空港にも負けない魅力ある空港によって、復興のシンボルとして熊本の力を十二分に発揮していく起爆剤にな

と思います。国土交通省の後押しもございますし、一層の機能強化を期待したいと思います。

テクノポリス構想については、大変古い話になりました。昭和 58 年、私はちょうど 2 期目のころです。高度技術工業集積地域開発促進法という長ったらしい法律ですけれども、この法律によって制度化され、全国 26 地域が指定となりました。

本県は、細川県政の目玉の一つとして、いち早く指定をとり、空港を核に、周辺地域を巻き込んで企業の立地を推進、一つの時代の到来を我々は感じたのです。しかし、時代の変化の中で、一時の熱は冷め、消滅したかに見えました。しかし、大きな事業費が投入されていたことは事実です。

そこで、大空港構想の中に、ぜひこのテクノポリスの精神を生かしながら、この空港周辺の整備をお願いしたいというふうに思います。

さて、地震対策について、数点お尋ねをいたします。

本県を襲った未曾有の大地震、その被害状況に対しては、まさに驚愕を超え、心が折れるような事態であったと思います。早いものでもう 1 年です。

そうした中で、知事が先頭に立たれ、全ての人を鼓舞し、復旧、復興のため関係者が取り組んだ結果、ようやく見通しが立ったような気がいたします。しかし、相次ぐ余震によって、まだ地震は終わっていないと改めて思います。

そこで、改めて、今回の地震の経験を踏まえ、地震対策について数点お尋ねをいたします。

九州広域防災拠点構想についてであります。

南海トラフ巨大地震の想定の中、本県が九州広域防災拠点構想をうたい、九州を支える防災拠点として名乗りを上げたのは 2 年前であります。

それは、本県の優位性として、第 1 に、九州の中央に位置し、九州自動車道、新幹線もあり、活動拠点として最適である、第 2 に、陸上自衛隊西部方面あるいは第 8 師団が駐屯し、防災拠点としての指令機能を有する、第 3 に、医療機関が充実している、第 4 に、水や食料などの供給能力があるなどの点から、本県が防災拠点の役割を担うことは妥当であると考えられたのであり、内閣府による大災害時の現地対策本部設置も決まっていたわけであります。

私も、陸上自衛隊において、関係機関が相集い参加した図上訓練を見学させていただきましたけれども、心強く思ったところでありました。

ところが、昨年の未曾有の大地震、よそを助け、支援するどころか、本県が九州各県あるいは国の内外から多大の支援を受けることになりました。皮肉なものであります。

知事を先頭に、関係者、県民の大奮闘があったものの、発災直後は、道路網の寸断や、最大で 20 万人近い人が一斉に避難したため、物資供給の面などでの課題があったと聞いています。

そこで、熊本地震の際に、広域防災拠点構想に基づき整備した施設や訓練等の取り組み

は、どのように機能を果たしたのか、地震の教訓を踏まえ、今後どのような構想を進めていくのか、知事公室長にお尋ねいたします。

次に、県内の活断層についてであります。

活断層の調査や予測などは、熊大や九州大学の研究機関で進んでいるようでありますけれども、本県にも多くの活断層があります。県として、どのような認識を持って地震対策を行っていかれるのか、お尋ねいたします。

最後に、アスベスト対策であります。

多数の建物が損壊し、また、それらの解体作業が進んでいく中で、多量のアスベストが粉じんとして飛散するおそれがあるのではないかと思います。

アスベスト、いわゆる石綿は、耐熱性や絶縁性や保温性にすぐれ、断熱材や保温材料等に利用され、奇跡の鉱物と言われてきましたが、高濃度、長期間の暴露によって、じん肺、肺腺腫、肺がん、悪性中皮腫などの健康被害が明らかになり、静かなる時限爆弾と呼ばれるに至ったのであります。したがって、今日では、アスベスト製品はほぼ全廃されております。

そこでお尋ねは、解体工事現場等から出るアスベストの飛散防止、県民に対する暴露の防止対策など、どのような対応をされているか、また、大気中のアスベストの状況をどう把握されているか、環境生活部長にお尋ねいたします。

次に、国土強靱化に向けた橋梁、建物の耐震化であります。

高度経済成長期前後に整備されたインフラは、急速に老朽化しつつあることを踏まえ、国は、防災、減災等に資する国土強靱化基本法をまとめ、成立させたのであります。

また、平成 24 年の笹子トンネル事故を教訓に、道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえ、道路の適正な管理を図るため、平成 25 年、道路法等の一部改正が行われました。そのため、本県の橋梁については、修繕計画を立てて点検が行われてきました。

さらに、同じ平成 25 年には、建築物耐震改修促進法改正法が施行され、不特定多数の者が利用する大規模な建物の耐震診断とその結果報告を、平成 27 年 12 月末までに行うよう義務づけられ、耐震診断等が進められてきました。

そこで、今回の大地震が起こりました。次世代を守り育てる私ども私立学校議員連盟、村上寅美団長で、震災後の私立学校約 20 校の被災状況を視察しました。

学舎や体育施設などの損壊状況を見て心が痛みましたが、その一方で、耐震工事を行っておられた学校は、やはり被害が軽微なところが多く、やるべきことは早くやつくべきだなど、当たり前のことですが、感じた次第です。間に合った部分もあれば、間に合わなかったものもあるかなと思いました。

こうした熊本地震の教訓を踏まえると、今後の災害リスクに備え、防災・減災対策を一刻でも早く行っていくべきだと思います。

そこで、国土強靱化に向けた耐震化、特に被災時の影響が大きい橋梁の耐震化と建築物耐震改修促進法に基づく建物の耐震化について、今後どのように取り組んでいかれるのか、

土木部長にお尋ねいたします。

最後に、原発の安全性についてであります。

幸い、熊本地震においては、薩摩川内の原発に異常は見られませんでした。しかし、南九州には、火山帯や活断層が何本も走っていることを考えると、万が一ということがないとは誰にも言えないのではないのでしょうか。

そこでお尋ねですが、原子力規制委員会の指針による防災対策の範囲であるUPZ、緊急時防護措置の準備区域は、原発から30キロ圏内とされており、川内原発の場合、熊本県内は含まれておりません。しかし、万が一事故が発生した場合、本県に影響が及ぶ懸念もあります。この30キロメートルの根拠は何か。また、県南地域の避難体制、原発の立地する隣県との連絡体制、九電との協定などはどうなっているのでしょうか。

私は、日本の電力事情、地球温暖化防止のためのCO₂削減で、火力発電などをセーブした方がいいという主な点から考えながら、直ちに原発をとめようとは思いません。とめようとは申しませんが、災害列島、火山国と言われる我が国の状況やあるいはテロの脅威などを考えるときに、国民的議論を改めて行い、検討していくべきだと思います。

万が一の事態に備えての体制等について、また、原発についてどのようにお考えなのか、この原発に対する考え方については知事にお尋ねをいたします。

以上、地震対策についてお尋ねをいたします。

◎知事公室長（坂本浩君） まず、熊本地震において九州広域防災拠点構想が果たした機能と、地震の教訓を踏まえ、今後どのように構想を進めていくのかについてお答えします。

これまで県では、九州において県境を越える広域的な災害対応が必要となった場合に備え、施設整備や関係機関との訓練に積極的に取り組んできました。

このことによって、熊本地震では、例えば、阿蘇くまもと空港の隣接地に整備した防災用駐機場は、発災直後から県外の応援ヘリ延べ150機が集結し、支援部隊の受け入れ拠点として有効に機能しました。また、訓練を通じて自衛隊等と顔の見える関係を築いていたため、救出、救助等の初動対応を速やかに開始することができ、1,700名を超える人命の救助につながりました。

一方で、物資集積拠点のグランメッセ熊本や応援部隊の活動拠点となる消防学校が被災し、急遽別の施設を確保したり、緊急消防援助隊が屋外で寝泊まりを余儀なくされるなど、広域防災拠点として十分に機能を果たせなかったという課題もありました。

そのため、県では、被災した拠点施設の耐震化を含めた早期復旧を図るとともに、被災を想定した事前の代替施設の確保や九州各県との物資集積拠点の補完体制の構築など、広域的な連携の強化を進めます。

また、拠点機能をさらに強化するため、防災消防ヘリと県警ヘリの合同拠点の整備を進めるとともに、国に対しては、引き続き九州の横軸となる道路の整備や阿蘇くまもと空港への備蓄倉庫の設置を要望してまいります。

このように、国や九州各県とも連携しながら、九州の広域防災拠点としての役割を担っていくための取り組みを充実強化していきます。

次に、活断層の把握についてお答えします。

県内には、今回の地震を引き起こしたとされる布田川断層帯の布田川区間と日奈久断層帯の高野―白旗区間以外にも多くの活断層があることが、国や研究機関の調査から明らかになっており、さらなる地震対策の強化が必要であると考えています。

このため、まずは、来月開催予定の防災会議において、熊本地震の検証により得られた教訓を踏まえた県地域防災計画の改定を行う予定です。改定後の防災計画をもとに、県、市町村、防災関係機関、県民が連携して、今後起こり得る地震への備えを強化してまいります。

◎環境生活部長（田代裕信君） 県では、阪神・淡路大震災後に策定されました国のマニュアルも踏まえまして、さまざまなアスベスト対策を行っております。

まず、飛散防止についてでございますけれども、発災直後に、吹きつけアスベストの使用の可能性がある建物につきましては、既存のリストに基づきまして現地調査を行い、飛散のおそれがあるものはシートで覆い、立入禁止にするなど、応急措置を行いました。

また、全ての建築物について、解体する際には、事前にアスベストの使用状況調査とその結果の表示、そして、使用されている場合は、石綿作業主任者の配置を行うことが義務化されておまして、改めて解体事業者に対しまして、これらを含めた解体作業の手順、留意事項の説明会を開催し、また文書による周知を行っております。

さらに、労働基準監督署と協力しまして、実際の解体現場への立入検査を随時行っておりまして、建材のアスベスト含有の確認や作業時の散水、防じんマスクの使用、破砕によらない、手ばらしによるアスベスト含有建材の撤去の徹底を指導しております。

次に、県民に対します暴露の防止対策についてですが、住民、ボランティアの方々にマスク着用等の周知を行いますとともに、国や市町村と協力して、防じんマスク約7万枚を配付しております。

最後に、大気中のアスベストの状況についてでございますが、解体現場や災害廃棄物の仮置き場等で実施しております国、県による調査では、いずれも通常の大気環境レベルにありまして、問題ない状況でございます。

今後とも、アスベスト飛散・暴露防止の取り組みを、関係機関とともに継続的に行ってまいります。

◎土木部長（手島健司君） まず、既設の橋梁の耐震補強についてお答えします。

阪神・淡路大震災以降、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を優先して行い、補強が必要であった172橋については、橋が落ちるなどの甚大な被害を防止する対策等を、昨年度までに完了しております。

また、平成 26 年度の緊急輸送道路の追加指定に伴い、新たに補強が必要となった 15 橋についても、引き続き取り組んでいるところです。

今後は、緊急輸送道路上の全ての橋梁について、大規模地震が発生しても応急的な対応で速やかに通行できる橋梁となるよう、必要な耐震補強にしっかりと取り組んでまいります。

次に、建築物耐震改修促進法に基づく建物の耐震化についてお答えします。

現在、この法律で義務づけられた新たな熊本県建築物耐震改修促進計画を、年度内に策定するよう進めております。

この計画では、熊本地震を踏まえた住宅等の耐震化の促進、市町村庁舎や大規模な病院等の防災上重要な公共建築物等のさらなる耐震化などに、重点的に取り組んでいくこととしております。

特に、県民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、復興基金を活用し、来年度から新たに、県内全域で木造戸建て住宅の耐震改修補助に取り組むたいと考えており、関係予算を今定例会に提案しております。

今後とも、県内市町村と連携しながら、建築物の耐震化の促進に努めてまいります。

◎知事（蒲島郁夫君） まず、原発事故が発生した場合の対策についてお答えします。

国の指針では、原発から 30 キロメートル圏内は、原子力災害対策を重点的に行うべき区域として、避難計画の事前策定などに取り組むこととされています。

この区域は、福島第一原発事故の際に、国際的な避難基準を超える放射線量が測定された地点がおおむね 30 キロ圏内であったことなどを踏まえ、目安として定められたものです。

本県では、川内原発から 30 キロメートル圏外のため避難計画は策定しておりませんが、万一の事故発生に備え、東日本大震災後、県の防災計画に新たに原子力災害対策に関する計画を独自に設けています。その一環として、県南地域にある 4 つの市、町と対策推進会議を設置し、情報共有や避難者の受け入れ訓練などを実施しています。

また、九州電力との間では、平成 24 年に、川内原発、玄海原発に係る防災情報等の連絡に関する覚書を締結しております。熊本地震の際も、前震、本震の際はもちろん、震度 4 以上の地震があるたびに、九州電力から本県に対し、川内原発等に異常がないことについて連絡がありました。加えて、原発立地県である鹿児島県との連絡体制も構築しており、県南 4 市町、九州電力とともに情報伝達訓練を実施しています。

引き続き、国や関係市町、関係機関等と連携し、県民の安全、安心の確保に万全を期してまいります。

次に、原発に対する私の考えについてお答えします。

民意を大きく捉えれば、原発への依存を減らし、将来的には原発に頼らない、より安全なエネルギーの確保が望まれていると思います。

こうした民意を踏まえ、本県では、平成 23 年の福島第一原発事故の後、国に先駆けて熊

本県総合エネルギー計画を策定しました。そして、平成 32 年度までに、県内の家庭で年間に消費する電力量を再生可能エネルギーと省エネで賄うという高い目標を掲げ、県民総ぐるみで取り組んでまいりました。その結果、昨年度末の実績において、5 年前倒しでこの目標を達成いたしました。

今後、原発への依存をさらに減らしていくためにも、次なる目標を掲げ、より一層再生可能エネルギーの導入促進と省エネの推進に取り組んでまいります。

◆（岩下栄一君） ありがとうございました。

私は、2 年前の 2 月議会で質問に立ち、その中で、布田川活断層が危ないと、96 万人が影響を受けるという質問をいたしましたけれども、そのときに、何ばあは寝とぼけたことを言いよるなと言った人がいました。しかし、それが現実になって、やっぱり何が起こるかわからないということは、本当みんなが心しておかなきゃならないと思います。

布田川だけじゃなくて、日奈久活断層あたりは、やはり九州大学や熊大が、先ほど申しましたように、調査を始めておりますので、十分こうした機関と連携をして、被害予測をしていただきたいと思います。

また、幾つかの意見を申し述べておきます。

発災とともに政府の現地対策本部、いわゆる現対と言うんですけども、が直ちに設置され、初動は実に速やかでよかったと思います。しかし、政府のこの現地対策本部と県側の行き違いやあるいは対立があったと聞いています。

屋外に退避している被災者の映像を見た官邸が——総理官邸ですが、何で被災者を屋外に出しているんだと言ってきたと。しかし、あの時点で屋内に入れなかったわけですから、現状を知らない、現実を知らない人が、ただテレビの映像ぐらいで物を言うという状況が生まれました。そうしたことに、やっぱり被害状況を急遽把握して、現地対策本部や官邸に詳細に事実を知らせておくということが大事だなというふうに思った次第です。

それから、県の対策本部は、県庁 10 階にあって、第 2 対策本部は知事公舎ということでした。しかし、それが適切であったかどうかは疑問です。まあ、次に何かあるときは 10 階じゃなくて 1 階でしようけれども、10 階に毎日毎日上り下りした県職員の皆さんは、本当に——知事もですけども、御苦労であったかなと思います。

私は、マンションのエレベーターが故障して、1 週間階段で上り下りしたけれども、もううんざりしました。本当に、皆さん苦労されたと思います。

それから、提言でありますけれども、一番被災者が困ったのは水だと言われておりますね。そこで、私立学校あたりは、多くの人々が避難したけれども、校庭に今のうちから井戸でも掘っておいた方がいいんじゃないかということです。

私学議連の西岡先生と話し合いました。昔は、皆井戸だったんです。ですから、井戸をやっぱり日ごろから用意しておったらいいのかなと。

次に、放射能でありますけれども、福島県では、いまだに家に帰れない人がたくさんい

るわけでありまして、放射能に対する恐怖は消えません。川内の原発に万が一のことがあれば、他人事ではないはずです。30 キロ圏内なんて何の意味もないと私は思います。放射能が 30 キロの円周でびたっととまってくれりゃ別ですけども、そんな生易しいものじゃありませんからね。

そもそも放射能という言葉は、キュリー夫人、マリー・キュリーが名づけました。キュリー夫人は、少年少女の伝記全集によく出てきますけれども、ポーランドの化学者です。ピッチブレンド 11 トンを精製して、ほんのわずかなラジウムを発見しました。今で言えば、リケジョのはしりということでしょうか。

そうした人が発明したんだけど、結局、キュリー夫人は、放射能による再生不良性貧血で亡くなりました。やはり放射能と長くつき合ったものだからそういうことになったんですけれども、ノーベル化学賞と物理学賞を両方とった人ですね。

そして、今、安倍晋三記念小学校とかなんとかいう話題が出ておりますけれども、イギリスにもアメリカにもフランスにも——ポーランド人ですよ、キュリーは。キュリー記念大学とかキュリー夫人高校とかいうのは、この 3 カ国にも存在しているんですよ。やっぱり偉かったんですね。

まあ、それはそのくらいにいたしまして、文化財の復旧、復興についてお尋ねをしたいと思います。——高校の庭に井戸を掘るといえるのはいいでしょう。これは私の発案ではなくて、西岡先生の発案です。

文化財は、過去からの贈り物、御先祖の記憶、地域に生きる人々のよりどころであります。これら文化財の多くが、今回の地震において多大の被害を受け、破壊され、消失しました。被害総額は推計で 936 億円とされています。国指定及び登録文化財が 115 件、地方自治体指定が 258 件とされています。このほか、多くの未指定の古い社寺や家屋も多数被災しており、さらに件数がふえるのではないかと思います。

そこで、国や民間の支援などもありますけれども、このような現状を踏まえ、まず文化財の復旧、復興への取り組みの方針について、教育長にお尋ねいたします。

次に、中でも国特別史跡である熊本城についてであります。

熊本の大きな財産であり、観光や市民の暮らし、精神生活に深く結びついていることから、一日も早い復興を願うものであります。事業主体は市でありますけれども、県民の財産でありますから、ぜひ県も取り組んでいただきたいと思います。

熊本城は、52 カ所の石垣が崩れ、七間櫓、田子櫓など 13 棟のやぐらや冠木門、頼当御門などの門が破壊し、被害額は 690 億円と言われている。文化庁による災害復旧に係る補助率のかさ上げは、通常 20% となっているものの、熊本城に関しては、特例として 25% のかさ上げとのこと、負担がやや軽減されるかなと思います。

天守閣は、西南戦争時に火災により焼失しました。失火説や放火説など、いろいろあります。台所から火が出たと、それから薩摩軍の間諜、スパイによる放火説、それから谷干城司令官の副官だった児玉源太郎が放火したという説、3 つの説がありますけれども、歴

史的には謎であります。

いずれにしても、しばらく天守のないお城であったわけで、1960年に、奇特的な個人、お名前を言えば、松崎吉次郎という株屋さん、5,000万円を寄附したんです。今のお金で10億円と言われています。この寄附によって、日本の写真の草分けと言われた富重利平の明治8～9年の熊本城の写真をもとに復元されました。

こうした歴史もありながら、私たち熊本県民の心のよりどころとして存在し続けてきた熊本城の復旧について、県としてどのようにかかわっていかれるのか、お尋ねいたします。

それで、知事と教育長には、発災直後の写真集をお渡ししております。これは、熊日OBの矢加部さんという記者が、発災直後に忍者みたいにお城に潜入して、まだブルーシートのかかってない、破壊された写真をたくさん撮っているんですね。生々しいです。今、知事にごらんになっていただいている。教育長もごらんになっている。ありがとうございます。

この写真集は、御希望の執行部各位あるいは議員各位にはお渡しいたしますが、三角保之氏を会長とする熊本城復興を支援するみんなの会という会が発行しております。

続いて、阿蘇神社の復旧についてであります。

国指定の重要文化財である楼門が倒壊し、拝殿が全壊と、厳しい状況でした。被災した阿蘇神社の姿を目の当たりにして、全国の阿蘇地方出身者を初め、多くの人々が涙しました。阿蘇出身者の心のよりどころであったわけであります。

阿蘇神社は——まあ、憲法20条の信教の自由に配慮しながら考えねばなりません、肥後国一宮、かつて旧官幣大社とされ、長く信仰の対象となっていました。

もともと阿蘇神社は、紀元前282年の創建で、2,300年の歴史を持つと言われています。紀元前282年というと、日本の歴史では有史以前です。弥生時代ですね。そんな古い神社であるということは、私も最近知りました。

阿蘇神社には、願かけ石、縁結びの高砂の松などがあり、多くの人々が訪れ、阿蘇の農業祭事としての御田祭りは、国の重要無形民俗文化財に指定されています。一の神殿、二の神殿、三の神殿、楼門、神幸門など6棟は、国の重要文化財であります。

阿蘇市と神社側で復興に取り組んでいますが、事業費は9億3,000万円とされております。県として、阿蘇神社の復旧にどうかかわっていかれるのか、お尋ねいたします。

地元の岩本議員も随分努力をされております。阿蘇神社は私たちの社です。ぜひ復旧をお願いしたいと思います。

また、熊本城や阿蘇神社のみならず、地域の未指定文化財なども被害を受けていますが、中でも地域の貴重な財産であるお堂やほこらが数多く被災したと聞いており、この復旧がどのようになるのか、気がかりであります。

各地域で大切に守られてきたこれらのお堂やほこらの復旧に関し、どのように考えていかれるのかについてもお尋ねいたします。

最後に、古い町家や町並みの保存についてであります。

町家や古い町並みなど、多くの歴史的価値を有する建造物が、地震被害による解体で消滅の危機にさらされています。危険判定で、公費で解体するんです。

例えば、熊本市新町地区であります。城下町のたたずまいを残しております町家の多くが、家屋の被害調査の結果を受け、公費での取り壊し寸前です。江戸時代以来の伝統文化を継承し、古い記憶を蓄積してきた場所であります。お城は残っても城下町は消えるという危機的な状況について、どう考えるのでしょうか。

以上、文化財につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

◎教育長（宮尾千加子さん） 5 点の質問をいただきましたが、まず 1 点目の文化財の復旧・復興方針についてでございます。

熊本地震による被害の甚大さに鑑み、昨年 6 月に文化財保護審議会を緊急に開催し、熊本地震からの復興に向けての緊急提言をいただきました。この提言では、文化財の早急な復旧に向け、未指定のものも含め、所有者の一層の負担軽減などが求められています。

その一方で、復旧に当たっては、発災直後から、県内各地で文化財保護に携わっておられる方々はもちろん、文化庁、九州国立博物館、九州各県及び建築士会等から、延べ 1,000 名を超える方々に支援をいただいています。

また、熊本城の復旧に対しては、国において、過去の震災でも例のない補助率のかさ上げが行われました。

さらに、地元経済界等から多大な御支援をいただいております。県への寄附額は、本年 1 月末現在で約 26 億 5,000 万円に上っており、今後さらにふえる見込みです。また、日本財団から、熊本城の再建に対する 30 億円の支援が表明されているところです。

このような各方面からの御支援にお応えするためにも、全国に例のないような文化財復旧の取り組みを進めていきたいと考えています。

具体的には、国、県、市町村からの公的補助のほか、民間からの寄附金を活用し、所有者の痛みの最小化を図るという基本的な考え方のもと、熊本城や阿蘇神社などの指定文化財から、歴史的建造物などの未指定文化財まで、切れ目なく手厚い支援を行いたいと考えています。

2 点目の熊本城復旧における県のかかわりについてですが、熊本城の復旧は震災からの復興のシンボルとなるものであり、事業主体である熊本市とともに、迅速に進めていきたいと考えています。

発災以降、国土交通省、文化庁、県及び市で構成する熊本城公園復旧推進会議で技術的検討を行ってきたほか、県と市の実務トップ会議などを通じて連携を深め、早急な復旧に取り組んでいるところです。

3 点目の阿蘇神社復旧における県のかかわりについてお答えいたします。

文化庁と連携して、引き続き技術的助言を行っていくほか、指定文化財については、事業費から公的補助を除いた所有者負担の 2 分の 1 を補助することとしています。

また、拝殿等、宗教法人が所有する未指定文化財については、税控除が受けられる寄附を促し、神社全体の復旧が図られるようにしています。

4点目の地域の文化財の復旧についてですが、地域コミュニティの維持、再生に欠かせないお堂やほこらなどは、住民の心のよりどころであり、復興基金を活用し、その復旧を支援していくこととしています。

5点目の町家や古い町並みなど、歴史的価値を持った建造物等の保存についてですが、公費解体が進む中、その保存は急務となっています。そのため、これらの建造物等の所有者負担を最大3分の2補助するための予算を、今定例会に提案させていただいております。

熊本の宝である文化財を次の世代にしっかりと引き継いでいくため、国、市町村、関係機関や民間の方々と連携し、今後とも全力で取り組んでまいります。

◆（岩下栄一君） 熊本城は、御承知のように、肥後の大恩人と言われた加藤清正公の築城によるものです。天下の名城の名をほしいままにしていると思います。

西南戦争のときに、お城を守る官軍は4,000人、それを攻める薩摩軍は1万4,000人で、3倍の兵力で包囲しましたがけれども、ついに熊本城は落ちませんでした。この状態を聞いた西郷隆盛は、おいどんな官軍に負けたとじゃなかと、清正公に負けたとでござすと伝えられています。

石川啄木は、盛岡の出身で、盛岡城をこよなく故郷のシンボルとして愛しました。その石川啄木が「教室の窓より遁げてただ一人かの城址に寝に行きしかな」と詠んでいます。私も、高校時代に、授業をサボって熊本城によく遊びに行きました。一日も早い復興をお願いしたいと思います。

最後に、がん対策についてお尋ねをいたします。

がんは、日本人の死因の第1位であります。3人に1人ががんで亡くなり、生涯を通して2人に1人ががんにかかるわけで、がん撲滅は国、県の大きな課題であります。

国は、平成16年に対がん10カ年戦略を策定し、平成19年には、がん対策基本法が施行されました。そして、さらに、がん対策推進基本計画を策定し、がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会を目指すとしたのであります。

その中で、重点的に取り組むべき課題として、1、放射線療法、化学療法、手術療法の充実と、これらの専門医療従事者の育成、2、患者の緩和ケアの推進、3、がん登録の推進、4、働く世代や小児がん対策の充実などを挙げております。

加えて、効率的な予後調査体制の充実のため、がん登録を勧め、がんの予防対策として、早期発見、早期治療のため、40歳から69歳までのがん検診受診率50%を達成するという目標を置いております。

検診の主体は市町村ですが、本県の検診の現状、がん登録の現状について、どのようなになっているのでしょうか。

ところで、皆さんは、がん検診を受けていますか。（「受けてない」と呼ぶ者あり）クエ

スチョンですね。

次に、受動喫煙と肺がんのリスクについてであります。

直近の平成 27 年の調査では、成人の喫煙率は約 18% ありますが、副流煙を吸い込む受動喫煙による肺がんのリスクは 1.3 倍と確実に上がっており、遺伝子にも変異をもたらしていると、国立がん研究センターが発表しています。

生活習慣病の増加、40 兆円になろうとする国民医療費の増大に鑑み、健康増進法が制定されたのは平成 14 年、既に 10 年以上が経過しております。その中で、受動喫煙の防止をうたっています。

厚生労働省は、昨年 9 月、いわゆるたばこ白書を 15 年ぶりに改訂し、屋内の 100% の禁煙化を目指すべきと、提言をまとめました。WHO のたばこ規制枠組み条約による国際基準に沿ったものであります。

こうした法制化へと向かいつつある状況ですが、業界団体や国民から反対論も出ており、我が県議会においても、飲食・宿泊業等サービス業者への措置について、分煙措置を講じている店舗、施設について、また、十分な喫煙機会が与えられるよう喫煙環境の整備について、それぞれ配慮を求める意見書を政府に送ったわけであります。

たばこは嗜好品であり、喫煙は個人の自由です。しかし、嫌煙権というものもある。たばこの煙で頭が痛くなるという人もいます。ましてや、本人はもとより、副流煙を吸い込む人々のリスクもある。

こうした現状を踏まえ、本県では、この受動喫煙の防止についてどう考えられているのか。

最後に、がん治療の先進医療についてであります。

我が国の科学技術の飛躍的な進歩は、今や生命科学あるいは人工知能の分野の発展と、目を見張るばかりです。その中で私が期待を寄せるのは、重粒子線、陽子線など、新たな放射線によるがん治療であります。

過去の質問でも取り上げましたが、佐賀県鳥栖市の九州国際重粒子線がん治療センター・サガハイマット、鹿児島県指宿市のメディポリス国際陽子線治療センターの 2 カ所を視察し、がんと闘わないがん治療というコンセプトと科学の粋を凝らした壮大な設備に、深い感銘を覚えました。

これらはエックス線と同じような放射線でありますけれども、粒子線であり、陽子線は水素の原子核、重粒子線は炭素イオンを利用した粒子線治療であります。これらのがんの病巣に照射し、がんをピンポイントで狙い撃ち、通常細胞へのダメージが最小限にとどまることで、身体に優しいがん治療と言われています。

そこで、県としては、この佐賀や鹿児島の両設備をどう評価しておられるか。

調査研究を行い、国の支援を得てこのような施設を熊本にも持ってきたらどうかと。大空港構想 NextStage のエリア内にでも置いたら、大変なことだと思うんです。

まあ、そのようなことで、この先進医療をぜひ検討していただきたいというふうに思い

ます。

○議長（吉永和世君） 健康福祉部長古閑陽一君。——残り時間が少なくなりましたので、答弁を簡潔に願います。

◎健康福祉部長（古閑陽一君） まず、本県のがん検診の現状についてですが、平成 25 年度の受診率は 45%となっております。現在、第 2 次熊本県がん対策推進計画における平成 29 年度の受診率 50%という目標に向けて、受診率向上の取り組みを進めているところです。

また、がん登録の現状についてですが、現在、県内の病院と診療所を合わせた 273 医療機関のがん情報を国が登録しております。ことしの夏からは、オンライン申請が開始され、がん登録が加速化されます。県としましては、引き続き制度の普及に努めてまいります。

次に、受動喫煙防止についてですが、たばこによる健康被害は国内外の科学的知見により因果関係が確立しており、受動喫煙についても、肺がんなどの原因になると言われております。

このため、県では、啓発活動や学校への出前講座などに取り組んでおります。

現在、国において、受動喫煙防止対策に関する法制化に向けた議論がなされており、県としましては、国の動向を注視してまいります。

最後に、粒子線治療の評価についてですが、粒子線治療は、従来の治療に比べて身体的な負担も少なく、がん治療の選択肢が広がるものと考えております。

一方で、先進医療である粒子線治療は、治療費が高額となることが大きな課題です。

このような中、今年度の診療報酬改定において、一部のがんでは粒子線治療への医療保険の適用が新たに認められ、現在、ほかのがんにおいても検討がなされています。また、既に保険適用となっている高精度の放射線治療など、粒子線治療とほぼ同等の治療効果が期待できるものも出てきております。

県としましては、医療保険の適用の動きや新たな治療法に関する情報の把握や提供に努めるとともに、今後も、がんの予防や早期発見、医療体制の整備等、がん対策にしっかりと取り組んでまいります。

◆（岩下栄一君） 時間でございますので、自席から一言発言させていただきます。それぞれに誠実な答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。また、議場の先輩・同僚議員の皆さんも、御清聴ありがとうございました。」と呼ぶ）（拍手）